

不利益処分個別票

所管局部課 (担当)名 (電話番号)	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ (06-6647-0681)
処分課 (担当) 名	同上
処分の名称	法令等の違反に対する措置及び業務停止命令
概 要	<p>大阪市保健所長は、医療法人の業務若しくは会計が法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該医療法人に対し期限を定めて必要な措置をとるべき旨を命ずることができ、その命令に従わないときは、当該医療法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員解任を勧告することができます。</p> <p>なお、大阪市保健所長は、業務の停止を命じ、又は役員解任を勧告するに当たっては、あらかじめ大阪府医療審議会の意見を聴かなければなりません。</p>
根拠法令等 及び条項	医療法第64条
処分基準	<p>医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について (昭和61年6月26日健政発第410号)</p> <p>病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について (平成2年3月1日健政発第110号)</p>
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000089534.html
備 考	